

平成十七年農林水産省・環境省令第三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)を実施するため、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(以下「法」という。)第十三条第二項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、別記様式第一のとおりとする。

二 法第十三条第二項の規定により都道府県の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

附則

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二十八日農林水産省・環境省令第三号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和六年四月一日農林水産省・環境省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定国内種事業に係る届出等に関する省令別記様式、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則様式第三及び様式第七並びに農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令別記様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一(第一号関係)

別記様式第一(第一号関係) (第一面)

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

第 号

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

発 行 者 印

写 真

(第二面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

別記様式第二(第二号関係)

別記様式第二(第二号関係)

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の身分証明書

第 号

年 月 日生

年 月 日発行

職 名

氏 名

押 出 ス タンプ

発行者名 印

3センチメートル

写 真

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（抄）

（法人罰金等）

第十三条 農林水産大臣若しくは環境大臣又は都道府県知事は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査測定する必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壌若しくは農作物等につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な数少量に限り土壌若しくは農作物等を無償で採取させることができる。

2 前項の規定により立ち入りとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第十三条第一項の規定による調査測定又は採取を行ひ、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰を科する。

（備考） 1 この用語の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

2 発行者は、都道府県知事とする。